

平成26年度第2回差別事象検討小委員会

とき 平成26年12月15日(月)午前10時~

ところ 第33会議室(県庁第2庁舎4階)

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1)会議の公開、非公開について ・・・・・・・・・・・・ 1ページ

(2)差別事象について ・・・・・・・・・・・・ 5ページ

4 その他の議題

5 閉 会

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 差別事象検討小委員会 出席者名簿

【委員】

任期：平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

氏名	所属・活動等	備考
やまだ アベ 山田 マリア ルイサ	鳥取県国際交流財団 理事	
いちもり まこと 一 盛 真	鳥取大学 准教授	
いまど たまみ 今度 珠美	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	
しもよし しんじ 下吉 真二	部落解放同盟倉吉市協議会 副委員長	
なかなが ひろき 中永 廣樹	鳥取県文化振興財団 理事長	
やまもと まさよ 山本 誠代	鳥取市手をつなぐ育成会 副会長	
よしおか のぶゆき 吉岡 伸幸	鳥取あおぞら法律事務所 弁護士	

7名：(50音順)

【事務局】

氏名	所属・職名	備考
中林 宏敬	人権局 局長	
川本 晴彦	人権局 人権・同和対策課長	
岸根 弘幸	教育委員会事務局 人権教育課長	
田中 新一郎	人権局 人権・同和対策課 同和対策担当 課長補佐	
牧田 礼次郎	教育委員会事務局 人権教育課 学校教育担当 係長	
黒川 香織	人権局 人権・同和対策課 同和対策担当	

鳥取県情報公開条例(抄)

第4章 情報公開の一層の推進 (情報公開の一層の推進)

第34条 実施機関は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報公開の一層の推進を図るものとする。

(情報提供施策の充実等)

第35条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

(計画等の積極的な公開)

第36条 実施機関は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第37条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

平成12年3月31日
鳥取県告示第218号

鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第37条第2項の規定に基づき、次のとおり会議の公開に関し準拠すべき指針を定めたので、告示する。

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

1 趣旨

この指針は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号。以下「公開条例」という。)第37条第2項の規定に基づき、実施機関の附属機関その他これに類する会議(以下「審議会等」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類する会議とする。

3 会議の公開

審議会等の会議は、公開とする。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされているとき及び次のいずれかに該当する場合であって4により当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 公開条例第9条第2項各号に掲げる情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等

- (1) 審議会等の長は、当該審議会等の会議が3の(1)又は(2)に該当する場合(当該会議中に3の(1)又は(2)に該当するに至った場合を含む。)であって、当該会議を非公開とすることが適当であると認めるときは、当該会議に諮つて非公開の決定を行うものとする。
- (2) 審議会等は、(1)により会議の非公開を決定しようとする場合において、3の(1)又は(2)に該当する部分とそれ以外の部分を分割して審議することができるときは、当該3の(1)又は(2)に該当する部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分に係る会議は、公開しなければならない。
- (3) 審議会等は、その会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、傍聴者全員が傍聴することのできる傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議の傍聴者が会議資料を閲覧できるようにしなければならない。
- (4) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定めるものとする。

~ 以 下 略 ~

審議会等の会議の公開に關し準拠すべき指針の解釈及び運用について

平成12年4月1日制定
総務部長通知
平成15年2月25日改正
総務部長通知
平成25年3月23日改正
未来づくり推進局長通知
平成25年11月18日改正
未来づくり推進局長通知

1 指針の趣旨について

審議会等の会議は、県の各種施策の企画立案又は執行の過程において重要な役割を果たしていることから、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第37条第1項において会議の公開について規定し、会議における審議等の状況を明らかにすることにより、県民参加による開かれた公正な県政を推進することとしている。条例37条第2項の規定により規定された審議会等の会議の公開に關し準拠すべき指針（平成12年鳥取県告示第218号。以下「指針」という。）は、その基本方針を示したものである。

2 対象となる審議会等について

- (1) 指針2の地方自治法第138条の4第3項の「附屬機関」とは、鳥取県附屬機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条の規定により設置された附屬機関をいう。
- (2) 指針2の「これに類する会議」とは、(1)以外に実施機関が設置する審議、審査、調査等を行うため、県民、学識経験者等を構成員とする会議をいい、実施機関の内部会議、事業関係者等との打ち合わせ会議等は含まない。

3 会議の公開について

条例第9条第1項では、県の保有する公文書の公開を定めている。ただし、同条第2項により法令等の規定により公開することができないときなどについては、公文書の開示をしないこととしている。審議会等の会議についても、条例第37条第1項により、これを原則公開とし、ただし、法令等の規定により公開することができないときなど一定の場合には、当該会議を非公開とすることとしている。指針3は、そのことを確認したものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 指針3の法令等の規定により会議を公開することができない場合における法令等とは、法律、政令、省令及び条例をいう。審議会等は法令等を遵守する義務があり、それらに公開することができないことが定められている場合には、当該会議を公開することができないことを確認したものである。
- (2) 指針3の(1)は、条例第9条第2項各号に定める情報（以下「非開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合であって、当該会議で公開しないと決定したときは、非公開とすることとしたものである。これは、公文書の開示請求においては開示しないとされている事項について公開の場で審議等を行うことは、条例の趣旨に反し適当ではないためである。その非公開の決定は公文書の場合と同様厳格に行い、その決定は真にやむを得ない理由がある場合に限られる。

(3) 指針3の(2)は、会議における公正かつ円滑な議事運営を確保するため、必要な場合には、公開しないというものである。これは、審議事項等の内容によっては、会議を公開した場合に、審議妨害や委員に対する圧力等が加えられたり、公正又は円滑な議事運営が著しく阻害されて、その結果として県全体の利益が損なわることがあり得るためである。したがって、議事運営に著しい支障が生じることが相当確実に予想される場合であって、当該会議で公開しないことを決定したときに限り適用するものであり、その運用は厳格に行う必要がある。

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等について

(1) 指針4の(1)により、法令等の規定により公開できないときを除き、会議の非公開は、当該審議会等がその会議において決定しなければならないとしている。これは、審議会等としての独立性を尊重するとの観点から、審議等の結果に一義的な責任を有する当該審議会等が自らの責任において決定すべきであるためである。

(2) 指針4の(2)により、一つの会議で公開する部分と非公開とする部分を分割して審議することができる場合は、非公開とする部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分の会議については公開しなければならないとしている。これは、会議のうち非公開とする部分以外については、原則公開の立場から、公開しなければならないというものである。

(3) 指針4の(3)により、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならないとしている。これは、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものである。

(4) 会議の非公開の決定に当たっては、次により行うこととする。

ア 新たに設置される審議会等については、最初の会議において決定するものとする。

　なお、非公開の決定は、審議会等が、非公開とする場合の事務の内容又は審議事項等及び非公開とする理由を明らかにした上で行わなければならない。

イ 非公開に関して決定された内容については、文書で明らかにしておくこととする。

ウ 非公開を決定した後に新たに審議する事項が追加される等の理由により、新たに非公開の決定を行うべき事情が生じたときは、審議会等は、その都度、会議において非公開を決定しなければならない。

エ 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、原則として公開とする部分の審議が終了してから非公開とする部分の審議を行うものとする。

オ 実施機関は、非公開の決定について、県民課に報告することとする。

～ 以 下 略 ～

人権課題の現状を認識し、人権について考えていただるために、資料をそのまま掲載しています。

資料2

平成26年度 差別事象の概要(H26年6月～11月)

1 児童の発言

発生日時	平成25年11月頃 (県への報告は平成26年6月下旬)
場所	―― (非公表)
内容	小学生どうしの口げんかで、「部落」という言葉を使った発言があったもの。
対応概要	<ul style="list-style-type: none"> 初動での情報共有が十分行われていなかつたため、事実関係の確認や対策検討に数ヶ月以上を要した。

2 公衆トイレへの落書き

発生日時	平成26年7月11日(金) 発見日時
場所	倉吉市内
内容	市内の公衆トイレの男子トイレの壁面に「ガイジ(「イジ」はやや判別にしきい)」と判別できる落書きがあったもの。
対応概要	<p>H26年7月12日(土)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県中部総合事務所及び倉吉市の職員が現場確認するとともに、倉吉警察署に通報。警察による現場検証後、落書きを消去した。 倉吉市としては落書きの判読が困難との理由で差別落書きとの判断はしないが、小中学校生徒への指導と地域での落書き防止に注意喚起を行った。

3 電話での同和地区の問合せ

発生日時	平成26年7月23日(水)
場所	鳥取市内の公民館への同和地区問合せの電話
内容	「自分は 小学校を卒業したが、就職差別を受けないかと心配になり、団地が同和地区かどうか知りたい」旨の問合せの電話が当該地区の公民館にあったもの。
対応概要	<p>H26年8月</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所内部の関係課(協働推進課、生涯学習課、学校教育課)及び人権福祉センター(所長会議)に報告した。 <p>H26年11月</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取市人権教育推進員(13名)で、今回の事象について検証会を開催した。 どの職員でも電話対応できるよう研修、マニュアルの作成等について継続して研究する。

4 電話での差別発言

発生日時	平成26年7月25日(金)
場所	県教委への教員採用試験に対する電話
内容	教員採用試験について「 という受験生がいるが知っているか。家族が同和のどうのこうの言っている。このようなものを合格させるな」と電話があったもの。
対応概要	<ul style="list-style-type: none"> 一方的に電話を切られたため、相手方への対応はできなかつた。事案について職員で共有して今後の対応の参考とした。